前橋市

企業版ふるさと納税のお願い

前橋市
MAEBASHI CITY

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは

前橋市が行う地方創生の取組に対して寄附いただいた場合、法人関係税を税額控除するものです。税額控除のメリットを受けながら、貴社のお力を前橋市にお貸しいただけませんか。

寄附いただくメリット1　税額控除

控除のイメージ図

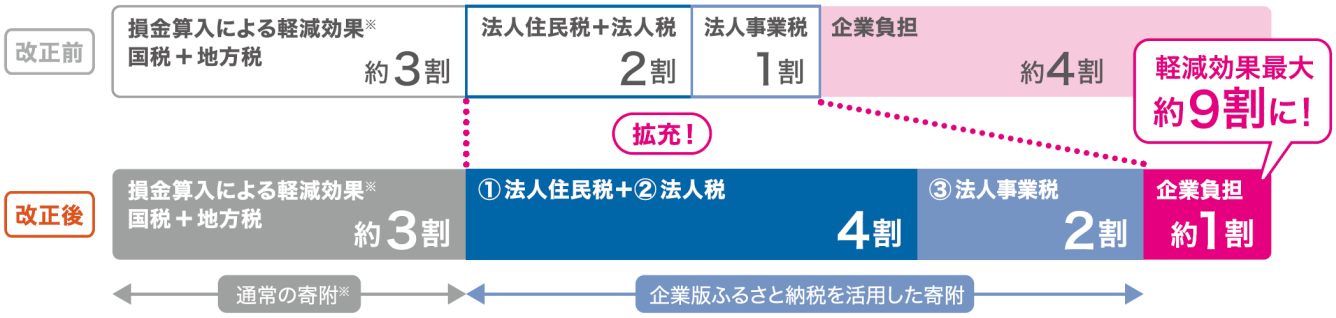

※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

税目ごとの特例措置

①法人住民税	寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
②法人税	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
③法人事業税	寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

例）100万円寄附の場合、最大約90万円が控除されます

①損金算入分	3割
②法人住民税・法人税	4割
③法人事業税	2割

実質的な企業負担は**1割**となります

寄附いただくメリット2　ＰＲ効果

前橋市への寄附をとおした社会貢献活動により、企業としてのＰＲ効果が得られます。

⇨ 寄附いただいた取組は前橋市のＨＰ等に掲載し、紹介させていただきます。

その他要件

(1) 寄附額の限度
- 下限10万円

(2) 原則、寄附していただいた年度の事業に使わせていただきます。

(3) その他
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止（見返りとしての補助金など）されています。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外です。

前橋市では企業版ふるさと納税を、①前橋市提案型（ready made menu）と、②事業者提案型（order made menu）の2パターンで整理しています。詳しくは、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

各提案型の寄附イメージ

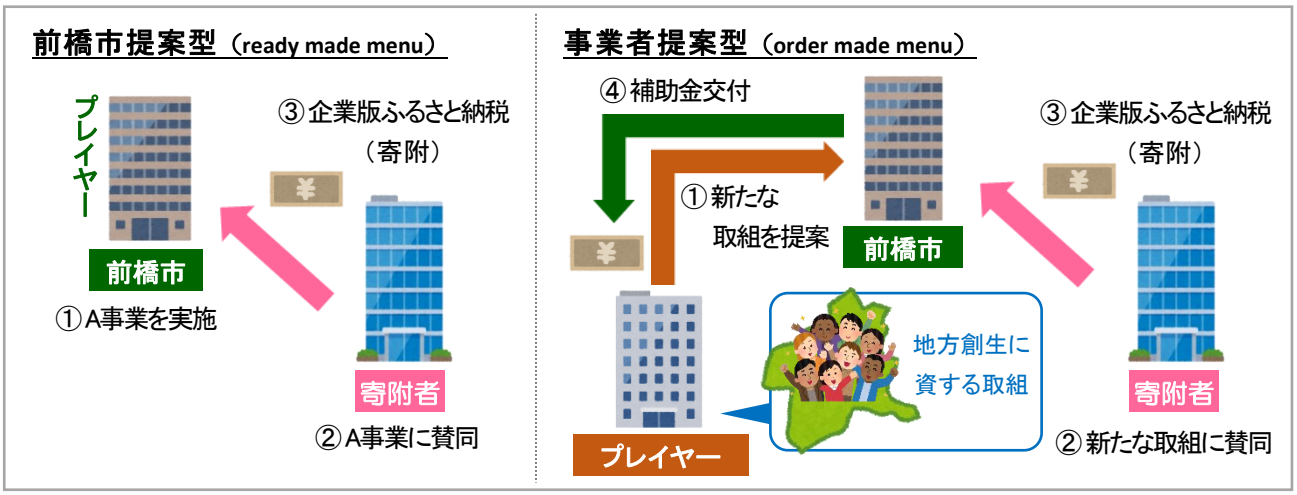

前橋市提案型の事業例 （このほかにも、様々な市提案型事業があります）

【 赤城山観光振興事業 】

赤城山周辺市村の広域連携により、サイクリストの受入環境整備や広域周遊観光の促進に資する事業を行うものです。

【 中央児童遊園管理運営事業 】

「にっぽんいちなつかしいゆうえんち」というキャッチフレーズにて、市内外から多くの子どもが訪れる遊園地です。

【 文化施設の管理・整備事業 】

[臨江閣]
本館、別館、茶室から成る、国指定の重要文化財で、市内外から多くの来館客で賑わいます。

【 上武道路「道の駅」設置事業 】

上武道路の全線開通を契機に、道路利用者の利便性向上、地域経済活性化への寄与、災害時の防災拠点を有する道の駅の設置を実施しています。

寄附・問い合わせ先

前橋市未来創造部政策推進課政策連携係
〒371-8601　群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
電話：027-898-6003　E-Mail：seisaku@city.maebashi.gunma.jp
ＨＰ：https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/seisakusuishin/gyomu/2_1/2997.html

詳細は市ＨＰにて
ご確認ください